

大館市農業委員会総会議事録

令和 6 年 5 月 10 日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所		日 時	令和 6 年 5 月 10 日（金）午前 9 時 00 分 開会			
		場 所	比内総合支所 3 階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（18 名）						
1 番	高坂 千悦	8 番	安部 幸美	15 番	浅利 瑞穂	
2 番	渡邊 久雄	9 番	斎藤 重春	17 番	畠山 繁司	
3 番	岩澤 トシ子	10 番	石山 元一	18 番	藤盛 久登	
4 番	富樫 俊昌	11 番	小畑 美恵子	19 番	小畑 純市	
5 番	伊藤 昇	12 番	嶋田 久美子			
6 番	菅原 一成	13 番	藤原 信雄			
7 番	小林 大樹	14 番	渡邊 久留美			
3. 欠席委員の氏名（ 1 名）						
16 番	阿部 重信					
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし				
5.出席した事務局 職員の職氏名		局 長	渡辺 孝義			
		係 長	工藤 学			
6.議事録署名委員		3 番	岩澤 トシ子	4 番	富樫 俊昌	
7.書記		工藤 学				

報 告 ・ 議 案	
報告第 9 号	農用地利用集積等促進計画（第 5 号）の認可について
報告第 10 号	農地法第 3 条の規定による許可の取消願いについて
報告第 11 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 22 号	農地法第 3 条の規定による賃借権(使用貸借による権利)設定許可申請に対する処分について
議案第 23 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 24 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 25 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 26 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
議案第 27 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

係長

定刻となりましたので、ただ今から総会を開会いたします。

会議に先立ちまして、本日の出席者数を報告します。

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 18 名の出席であります。よって、定足数に達しており、会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、16 番 阿部 重信 より、都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

安部会長

— 挨拶 —

係長

会長ありがとうございました。

続きまして、議案審査を行います。大館市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、進行をお願いします。

議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 3 番 岩澤 トシ子 委員、議席番号 4 番 富樫 俊昌 委員にお願いします。

議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第 11 号まで一括して事務局から説明願います。

局長

1 ページをお開き願います。業務報告です。

本会主催以外の会議等の出席は、4 月 22 日 県北地区農業委員会会長会
通常総会 会長・局長出席、4 月 25 日 秋田県農業会議第 97 回常設審議
委員会 会長出席、5 月 1 日 現地調査 藤盛委員・小畑委員、以上となり
ます。

2 ページをお開きください。

報告第 9 号 農用地利用集積等促進計画（第 5 号）の認可について

次のとおり、大館市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条
第 7 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を認可する通知があった
ので報告する。

令和 6 年 5 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

3 ページをお開きください。

№1 から№3 までは農地の集約のためであり、№4 から№6 までは経営縮
小によるものであります。№7 については基盤整備に係るものであります。

4 ページをお開きください。

報告第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消願いについて

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請のあった案件
について、許可の取り消し願いがあったので報告する。

令和 6 年 5 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

5 ページをお開きください。

件数は 1 で、総面積は 4,227 m²、令和 5 年度 3 月総会において所有権移転
許可申請により許可した件であります。譲受人に誤りがあり、許可の取消

願いが提出されたものであります。

以上となります。

次に、6 ページとなります。

報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について

次のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知があったので報告する。

令和 6 年 5 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

7 ページをお開きください。

解約理由としては、他に貸すための 2 件、経営規模の縮小が 1 件、耕作不便のための 1 件の計 4 件であります。

詳細は 8 ページとなります。

№147、148 が他に貸すためであり、この後の議案第 25 号と関連があります。№149 は、経営規模の縮小であります。

9 ページをお願いいたします。

№150 は、耕作不便となっております。

報告は以上となります。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

5 番(伊藤 昇 委員)

5 ページに譲受人の誤りがあったとのことですが、どういう誤りであったのか説明をお願いします。

事務局(渡辺局長)

譲渡人の誤りに関しては、工藤グリーンファームさんが本来は個人で受けるところを法人で許可申請になったという誤りです。この後に出てきますが、工藤グリーンファームの代表である工藤文忠さんで譲受けとなります。

以上です。

5 番(伊藤 昇 委員)

わかりました。

議長

ほかに何かございませんか。ないようですので、議事に移ります。

～異議なしの声多数有り～

議長

初めに、議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借(使用貸借による権利)設定許可申請に対する処分について を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

10 ページとなります。

議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借(使用貸借による権利)設定許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による賃貸借(使用貸借による権利)設定許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 6 年 5 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

11 ページをお開き願います。

経営拡張の 2 件と新規就農の 1 件で、18 筆 26,277 m²です。

12 ページとなります。

No2、3 は経営拡張で貸借期間 10 年となっております。

13 ページをお開き願います。

No4 は、新規就農で貸借期間 10 年となっております。

お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号に該当せず、許可要件の全てを満たすものと考えます。

ご審議を、よろしくお願いいたします。

議長

議案第 22 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思いますので、よろしくお願いします。

議長

はじめに議案第 22 号 №2～3 について審議します。
何かご意見ご質問等ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、議案第 22 号 №2～3 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、№4 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 2 番 渡邊 久雄 委員は退席願います。

(2 番 渡邊 久雄 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、№4 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 2 番 渡邊 久雄 委員は入室をお願いします。

(2 番 渡邊 久雄 委員 入室し着席)

議長

議案第 22 号について、異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

14 ページとなります。

議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 6 年 5 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

15 ページをお開き願います。

経営拡張の 2 件で、合計面積は 4,493 m²であります。

16 ページをお開き願います。

№18 は畑の 1 筆 266 m²、№19 は田の 2 筆 4,227 m²となっております。

また、別紙で配布しております許可要件の検討結果につきましては、調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号に該当せず、許可要件の全てを満たすものと考えます。

ご審議を、よろしくお願いいたします。

議長

議案第 23 号 №18～19 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、議案第 23 号 №18～19 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請の送付について議題をとします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

17 ページをお願いいたします。

議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 6 年 5 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

18 ページをお開き願います。

№9、№10 です。合計は 2 筆、2,324 m²であります。

19 ページをお開き願います。

№9 をご説明いたします。

田の 1 筆、348 m²です。

比内町笹館の市道小新田 1 号線沿いにある、資材置き場と隣接している第 2 種農地であり、資材置き場としての活用を見込んでおります。

農地法の運用については、第 2 の 1 の（1）のカの（ア）に該当いたしますので、問題ないものと考えております。

以上となります。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、№9 の現地調査の結果を議席番号 18 番の 藤盛 久登 委員よりご報告願います。

18 番の 藤盛 久登 です。

議案第 24 号№9 について、去る 5 月 1 日に小畑 純市 委員と事務局 1 名の 3 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請者は現在の既存施設にある資材置場に配管等の資材や砕石などを置いて利用してきたが、資材の量が多くなり、現在の敷地では足りなくなっていることから、隣接する農地を譲り受けて資材置場を拡張するものです。

申請地は 19 ページの位置図になります。

この場所は、小新田担い手センターから南に約 70m にあり、住宅付近で周辺農地が 10ha 未満の小集団の生産性の低い第 2 種農地で、保全管理されておりました。

20 ページの配置図にありますように、転用に当たっては、約 50 cm 盛土をし、東側は、道路の高さに合わせ、北側、西側、南側は安定勾配とし緩衝帯を設け、土砂流出を防ぎます。

また、資材置場であることから汚水や生活雑排水は無く、雨水は自然流下とすることから特に問題はないものと見てまいりました。

また、この転用は、事業所敷地の拡張であり、既存の敷地面積の 951.02 m² の 1/2 を超えないため、問題は無いものとみてまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、藤盛 久登 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 24 号 №9 について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

次に、№10 について事務局より議案の説明をお願いします。

局長

21 ページをお開き願います。

№10 です。

田の1筆、1,976 m²です。

市道有浦東台線沿いにあり、3方を宅地に囲まれた第3種農地で、宅地分譲を予定しております。

農地法の運用については、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当いたしますので、問題ないものと考えております。

以上となります。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、№10の現地調査の結果を議席番号19番の小畑 純市 委員よりご報告願います。

19番の小畑 純市です。

議案第24号の№10について、去る5月1日に藤盛 久登 委員と事務局1名の3名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請者が譲渡人の農地を譲受し宅地分譲地とし宅地造成するものです。

申請地は21ページの位置図になります。

この場所は、大館市役所の車庫から西に約150mにあり都市計画区域内の第1種低層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域の第3種農地で、昨年まで枝豆を作付けしておりました。

22ページの配置図にありますように、転用にあたっては、90cmの盛土をして、東側は既存の擁壁ようへきがあり、西側にはL型擁壁がたようへきを設置する。北側水路に側溝そっこうを敷設ふせつし、区域外の土砂流出を防ぎ、南側市道への排水勾配はいすいこうばいを取り、北側、南側は市道と同じ高さにして土砂流出を防ぐ計画です。

雨水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

また、当該地域は、大館土地改良区の管理地域であり申請、承諾を得ています。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、小畑 純市 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 24 号 №10 について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

ないようですので、議案第 24 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 25 号 農地利用集積計画の決定について（利用権設定）を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

23 ページをお開き願います。

議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 6 年 5 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

24 ページをお開き願います。令和 6 年度農用地利用集積計画（第 2 号）であります。

契約期間 1 年が 3 件、2 年が 1 件、3 年が 20 件、5 年が 28 件、6 年が 6 件、8 年が 3 件、9 年が 1 件、10 年が 69 件、合計件数としては 131 件、田

の合計面積 739,391.47 m²、畑の合計面積 39,226.00 m²、総合計 778,617.47 m²であります。

また、権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、25 ページから 32 ページまでの内訳をご覧ください。

また、利用集積計画書や確約書、営農計画書で要件は確認済みであることを申し添えます。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長

議案第 25 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思いますので、よろしくお願いします。

議長

はじめに議案第 25 号 新—157～226、新—229～258 及び新—260～287 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、議案第 25 号 新—157～226、新—229～258 及び新—260～287 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、新—227～228 を審議します。恐れ入りますが、議席番号 4 番 富樫 俊昌 委員 は退席願います。

(4 番 富樫 俊昌 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、新－227～228 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 4 番 富樫 俊昌 委員は入室をお願いします。

(4 番 富樫 俊昌 委員 入室し着席)

議長

次に、新－259 を審議します。恐れ入りますが、議席番号 19 番 小畑 純市 委員 は退席願います。

(19 番 小畑 純市 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、新－259 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 19 番 小畑 純市 委員は入室をお願いします。

(19 番 小畑 純市 委員 入室し着席)

議長

議案第 25 号について、異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 26 号農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

33 ページをお開き願います。

議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和 6 年 5 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

34 ページをお開きください。

令和 6 年度農用地利用集積計画(第 2 号)所有権については、件数は 1 件、面積は田の 7,549 m²となっております。内訳は、35 ページに記載されております。

ご審議よろしく願いいたします。

議長

議案第 26 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

1 番(高坂 千悦 委員)

35 ページの備考に名前が記載されているが、どういうことか。

事務局（局長）

備考欄の氏名について、権利の設定を受ける者の住所・氏名は記載されていますが、所有移転をする土地の元の所有者の氏名となっております。

1 番(高坂 千悦 委員)

了解です。

議長

ほかに何かございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

議案第 26 号について、異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 27 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取についてを議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

36 ページをお開き願います。

議案第 27 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 4 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(案)について、大館市長から意見聴取依頼があったので、これを回答するにあたり意見を求める。

令和 6 年 5 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

37 ページをお開き願います。令和 6 年度農用地利用集積等促進計画（第 2 号）についてであります。契約期間は、3 年が 1 件、4 年が 1 件、6 年が 1 件、9 年が 1 件、合計件数は 4 件で、面積合計は 27,481 m²となっております。内訳は 38 ページに記載されております。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長

議案第 27 号 権一7～10 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

1 番(高坂 千悦 委員)

北の鹿農舎の代表の子供さんが受けるということか。

事務局（局長）

おっしゃるとおりで、法人として借りている部分について、息子さんの新規就農のために移転する者です。

1 番(高坂 千悦 委員)

わかりました。

議長

ほかに何かございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、議案第 27 号 権一7～10 について、原案のとおり決
してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

39 ページをお開きください。

当面の行事予定であります。本会主催以外の会議等については、5 月 16
日 市町村農業委員会新事務局長研修会（秋田市）、5 月 22 日 秋田県農
業会議 第 98 回常設審議委員会（秋田市）・第 40 回理事会・都市農業委
員会会長会通常総会（秋田市）、5 月 29 日 全国農業委員会会長大会（東京
都）・県選出国會議員要請集会（東京都）、5 月 30 日・31 日 県北地区農業
委員会会長会視察研修（神奈川県）、6 月 4 日 現地調査（転用・非農地）
を予定しております。市内一円 高坂 千悦 委員と 渡邊 久雄 委員とな

ります。以上となります。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

事務局（工藤係長）

連絡事項を1件お伝えします。

4月15日に開催した合同会議で、本来であれば農業者年金の加入推進部長を決めなければならなかったが抜けておりました。本人に電話確認して了承を得て、書面にて4月25日付けで報告させていただきました。本年度の推進部長は、阿部 重信 委員、小畑 美恵子 委員、小林 秀文 委員で、前回と同じように推進部長を務めていただくことを了承いただくことになりましたのでここで報告します。皆さんご了承をお願いします。

以上です。

議長

ほかに何かありませんか。忙しいとは思いますが、まだ予定の時間より早めに経過しております。

議長

なければ私の方から一つ報告があります。

先般、秋田で開かれた会議の中で、女性協の加藤会長さんから大館市農業委員会の渡邊 久留美 委員に女性協の役員をやっていただきたいとの依頼がありました。その日のうちに加藤会長から渡邊 委員に電話が入り、渡邊さんは承諾していただきました。忙しい中で承諾してくれたようですので報告いたします。

次の日早速、県の事務局の芳賀次長から市の事務局に連絡が入り、渡邊さんに依頼して承諾を得ましたので、これからも協力をお願いしますとの一報が入ったそうです。なかなか大館から女性の役員を受けるとするのは難儀なことではありますが、渡邊さんには忙しい中ではありますが、頑張ってくださいと思っています。活動に当たっては、県の方で予算が少ない中で活動し

ているとのこと。大館市の方でも事務局に少しやりくりしてもらって協力していただければと事務局にもお願いしているところです。これからも皆さんに協力してもらって渡邊さんに活躍していただければと思っております。

議長

ほかに何かありませんか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムーズな進行にご協力いただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

係長

会長、ありがとうございました。

これを持ちまして、大館市農業委員会総会を終了いたします。

午前 9 時 50 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 6 年 5 月 10 日

議 長

議事録署名委員 3 番

議事録署名委員 4 番

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第22号 №2		所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市釈迦内字築紫森 . . .	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		千葉県柏市明原3丁目 . . .	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市釈迦内字長面袋 . . .	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が経営規模を拡大して営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、5月1日、虻川廣之 推進委員と畠山新悦 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第22号 №3		所有権移転・賃借権設定		使用貸借権設定
土地の所在		大館市岩瀬字薬師岱下・・・ 外・筆		
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名	
		大館市岩瀬字羽立・・・	〇〇 〇〇	
	譲受（借）人	住 所	氏 名	
		大館市柄沢字山王台・・・	△△ △△	
作 成 者		農業委員会事務局		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、高齢により経営規模を縮小し、今後は譲受(借)人が経営規模を拡大して営農に資する計画である。 本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、5月1日、石山元一 農業委員と佐々木浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第22号 №4		所有権移転 ● 賃借権設定 ● 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町中野字下前田・・・ 外・筆	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字五日市袋・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字五日市袋・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲渡(貸)人が譲受(借)人に一部を経営移譲するものである。家族の所有者する経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、いままで譲渡(貸)人が耕作してきたが、譲受(借)人が新規就農者となり譲渡(貸)人の一部の農地を移譲して営農する計画である。 本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、5月1日、渡邊久留美 農業委員と渡邊修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第23号 №18		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市川口字長里・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市川口字長里・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市川口字長里・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え。 なお、5月1日、安部幸美 農業委員と丸岡信雄 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第23号 №19		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市板沢字愛宕下・・・外・筆	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市有浦三丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋敷岱・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え。 なお、5月6日、富樫俊昌 農業委員と富樫覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない